

門こ保第 350 号  
令和 5 年 5 月 8 日

公立園の保護者の皆様へ

門真市こども部  
保育幼稚園課長

公立保育所等における令和 5 年 5 月 8 日以降の  
新型コロナウイルス感染症対応等について

新型コロナウイルス感染症については、令和 5 年 5 月 8 日から感染症法上の位置づけが見直され、国において学校保健安全法施行規則の改正とともに「保育所における感染症対策ガイドライン」が改訂されました。

このことに伴う、公立保育所等における令和 5 年 5 月 8 日以降の新型コロナウイルス感染症対応等については、次のとおりとなりますのでお知らせします。

1 お子様が発症となった場合について

お子様が陽性となった場合、発症から 5 日間経過し、かつ、症状軽快後 1 日を経過するまでの間は登園停止（出席停止）とします。

2 ご家族等が発症となった場合について

ご家族や同居されている方が陽性となった場合、可能であれば陽性となった方と部屋を分け、感染されたご家族のお世話はできるだけ限られた方で行うことなどに注意してください。

その上で、陽性者の発症日を 0 日として、特に 5 日間は園児の体調に注意していただき、可能な限り登園を避け、家庭での保育を行ってくださいますようお願いいたします。

3 園児または職員に感染者が発生した場合について

園児または職員に陽性者が発生した場合においても濃厚接触者の特定は行わないこととなります。また、令和 5 年 4 月 1 日以降は原則として臨時休園等を行わないこととしています。

4 利用者負担額の取扱いについて

園児が発症となった場合のみ利用者負担額を日割りにより減免します。

※国から別途通知があった場合は、対応が変更となる可能性があります。

その場合は、改めて対応についてお知らせします。